

セットトップボックスレンタルサービスの利用に関する契約約款

株式会社ハートネットワーク（以下「当社」といいます。）と当社の行うテレビ多チャンネルサービス（以下「多チャンネルサービス」といいます。）を利用するもの（以下「加入者」といいます。）のうち、STBレンタルサービスを希望するもの（以下「レンタルサービス利用者」といいます。）との間に、次の契約を締結します。

第1条（STBについて）

- 加入者は、当社の多チャンネルサービスを利用する場合、必ずSTBを使用するものとします。
- 加入者は、使用するSTBについて、購入するか、レンタルサービスを利用するかを選択することができます。
 - 当社は、レンタルサービス利用者に、レンタルSTB本体と付属のリモコン1つを貸し出すものとします。
 - 貸出リモコンの故障、紛失の際は別表に定める交換費用を支払うことにより、新品のリモコンを新たに貸し出すものとします。
 - レンタルサービス利用者は、レンタルサービスを利用開始した日の翌月から、この契約の解約手続きを完了した日の属する月まで、レンタルするSTB1台ごとに、次に定めたレンタル料を当社に支払うものとします。
 - STBレンタル料は、別表に掲げる代金とします。
 - 当社はレンタル料を改定する場合は、1カ月前までにレンタルサービス利用者に通知するものとします。
 - 当社はレンタルサービスに使用するSTB機種を予告なく変更する場合があります。

第2条（レンタル料の支払方法等）

- レンタルサービス利用者は、第1条に定めるレンタル料を、期日までに遅滞なく支払わなければなりません。
- なお、レンタルサービス利用者は料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- レンタルサービス利用者がレンタル料またはその他の利用料を2カ月間支払わなかった時は、当社はこの契約を解除します。

第3条（最低利用期間）

最低利用期間は6カ月とします。

第4条（当社の責任事項及び免責事項）

- 全ての再送信が10日以上行われなかった場合には、当該月分のレンタル料は無料とします。
- 天災・事変・降雨減衰、放送衛星・通信衛星の機能停止、その他当社の責に帰することのできない事由によりサービスが停止した場合、当社はその責任を負わないものとします。

第5条（便宜の提供）

レンタルサービス利用者は、当社の行う施設の検査・修理のため、その敷地・家屋・構築物等への出入について協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

第6条（故障）

- 当社は、レンタルサービス利用者から当社の提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。
- 当社は、受信に異常をきたしている原因がレンタルSTBによるものだった場合は、STBの交換を行うものとします。
 - 前項による交換に伴う費用は、当社の負担とします。ただし、レンタルSTBの故障の原因がレンタルサービス利用者の故意、または過失による場合は、その交換費用および機器損害金について、レンタルサービス利用者が負担するものとします。
 - 録画機能付きSTBについて、STB本体の不具合や毀損および紛失等の原因により録画機能及び録画物の再生機能に不具合が生じた場合、当社はこれらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。またレンタルサービス利用者は設置位置の変更、故障、サービスの解除などにより、機器の交換や撤去を行う場合においては、STB に記録された録画物に関する一切の権利は放棄するものとします。
 - レンタルサービス利用者は、受信に異常をきたしている原因がレンタルサービス利用者の施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。
 - レンタルサービス利用者は、レンタルサービス利用者の故意、または過失により当社の施設に故障を生じた

場合は、その施設の修復に要する費用、もしくは別に定める機器損害金を負担するものとします。

第7条（設置場所の変更等）

レンタルサービス利用者は、次の場合に限りその施設の設置場所を変更することができるものとします。

- ① 同一敷地内。
- ② 同一敷地外では、変更先に当社の施設が設置されている場合。

尚、STBレンタル契約の設置場所変更は、多チャンネルサービス契約の設置場所変更に伴って行われる場合に限定されます。

- 2 レンタルサービス利用者は、前項の規定によりその設置場所を変更しようとする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。
- 3 レンタルサービス利用者は、前項の変更にあつては費用を負担するものとします。

第8条（STBレンタル契約の解約）

レンタルサービス利用者がSTBレンタル契約を解約する場合は、当社が指定する書面にて当社に申し出るものとします。

- 2 STBレンタル契約の解約日は、前項の申し出があつた日とします。
- 3 本条第1項によりSTBレンタル契約の解約の申し出があつた場合、加入者が購入等により、別途使用するSTBを準備が必要となります。STBがない場合、当社は多チャンネルサービスの提供を停止します。
- 4 STBレンタル契約の解約に伴い、レンタルサービス利用者は当社にSTBおよびリモコンを返還するものとします。当社が引き取りに訪問する場合は別表に掲げる手数料をレンタルサービス利用者は当社に支払うものとします。
- 5 STBおよびリモコンについて万一、紛失・破損およびご返却いただけない場合は、別に定める機器損害金・亡失負担金を申し受けます。

第9条（STBレンタル料の精算）

STBレンタル契約が解約となった場合、料金は次の通り精算します。

- ① 最低利用期間を経過する前に解約となった場合には、最低利用期間の最終月までの料金を支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。
 - ② 最低利用期間を経過した後に解約となった場合は、解約日の属する月の利用料まで支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。
- 2 STBレンタル料が改定になった場合、レンタルサービス利用者は改定日の属する月よりその改定レンタル料を支払うものとします。

第10条（レンタルサービス利用者の義務違反による停止）

当社がレンタルサービス利用者にこのSTBレンタル契約に違反する行為があつたと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、解約の処置を講ずることができるものとします。

- 2 レンタルサービス利用者が前項により解約となった場合は、レンタルサービス利用者は直ちにこのSTBレンタル契約による全ての権利を失うものとします。

第11条（レンタルサービス利用者個人情報の取り扱い）

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第12条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、レンタルサービス利用者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- ① このSTBレンタル契約は、令和5年8月1日から施行します。
- ・ 令和8年4月1日改定

以上

別表

レンタルサービス利用料

機種	月額利用料（税込）
視聴専用	330円/月
HDD内蔵	660円/月
BD/HDD内蔵	990円/月

リモコン交換費用

交換費用	3,300円/個
------	----------

回収手数料

訪問回収	4,400円/台
------	----------

機器損害金・亡失負担金

機器	亡失負担金（税込）
視聴専用STB本体	8,800円/台
HDD内蔵STB本体	22,000円/台
BD/HDD内蔵STB本体	33,000円/台
STB電源部	1,650円/個
リモコン	3,300円/個